

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	四国財務局長
【氏名又は名称】	浮川 和宣
【住所又は本店所在地】	徳島県徳島市助任橋4 - 8 - 1
【報告義務発生日】	-
【提出日】	平成30年7月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	-

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジャストシステム
証券コード	4686
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	ジャスダック証券取引所

【提出者に関する事項】

【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	浮川 和宣
住所又は本店所在地	徳島県徳島市助任橋 4 - 8 - 1
事務上の連絡先及び担当者名	浮川 和宣
電話番号	03-5114-2525

【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	浮川 初子
住所又は本店所在地	徳島県徳島市助任橋 4 - 8 - 1
事務上の連絡先及び担当者名	浮川 初子
電話番号	03-5114-2525

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年12月11日
訂正の内容	平成25年12月16日付をもって提出した変更報告書No.29の以下の記載事項に訂正すべき事項がありますので、金融商品取引法第27条の25第4項の規定に基づき、本訂正報告書を提出するものであります。 第2 提出者に関する事項 訂正前の内容及び訂正後の内容は、以下の通りです（訂正箇所には下線を付しております。）。

第2 【提出者に関する事項】

（訂正前）

2 【提出者(大量保有者) / 2】

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成21年5月28日、株式会社AMコンサルティングとの間で提出者の保有株式数1,000,000株を同社に貸し付ける株券貸借書に関する契約を締結した。

平成21年12月9日、提出者の保有株式数2,500,000株について、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した。

平成22年7月23日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、600,000株について質権設定を解除した。

平成22年8月30日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、300,000株について質権設定を解除した。

平成22年11月25日、提出者の保有株式数630,000株について、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した。

平成22年12月1日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。

平成22年12月8日、提出者の保有株式数300,000株について、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した。

平成23年2月9日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、200,000株について質権設定を解除した。

平成23年2月22日、提出者の保有株式数800,000株について、株式会社だいら証券ビジネスに対し質権を設定した。

平成23年4月8日、提出者の保有株式数147,200株について、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した。

平成23年6月23日、提出者の保有株式数50,000株について、株式会社だいら証券ビジネスに対し質権を設定した。

平成23年8月9日、提出者の保有株式数100,000株について、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した。

平成23年9月13日、提出者の保有株式数80,000株について、株式会社だいら証券ビジネスに対し質権を設定した。

平成23年9月26日、提出者の保有株式数8,700株について、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した。

平成23年10月4日、大和証券担保ローン株式会社に対して質権を設定した株式のうち、8,700株について質権設定を解除した。

平成23年10月19日、大阪証券金融株式会社に対して質権を設定した株式のうち、135,000株について質権設定を解除した。

平成23年10月28日、提出者の保有株式数140,000株について、株式会社だいら証券ビジネスに対し質権を設定した。

平成23年12月19日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。

平成24年1月12日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。

平成24年1月18日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、50,000株について質権設定を解除した。

平成24年3月6日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、400,000株について質権設定を解除した。

平成24年9月26日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。

平成25年1月9日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。

平成25年1月28日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。

平成25年1月31日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、35,900株について質権設定を解除した。

平成25年2月5日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、10,000株について質権設定を解除した。

平成25年2月8日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。

平成25年2月21日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、1,800株について質権設定を解除した。

平成25年2月25日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、40,000株について質権設定を解除した。

平成25年3月4日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。

平成25年3月7日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、40,000株について質権設定を解除した。

平成25年3月8日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、40,000株について質権設定を解除した。

平成25年3月8日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、150,000株について質権設定を解除した。

平成25年3月11日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、10,000株について質権設定を解除した。

平成25年4月25日、株式会社だいら証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、300,000株について質権設定を解除した。

平成25年10月11日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。

平成25年10月21日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、250,000株について質権設定を解除した。

平成25年12月10日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、260,000株について質権設定を解除した。

平成25年12月10日、日本証券金融株式会社(旧：大阪証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、270,000株について質権設定を解除した。

クロス取引により、平成25年12月10日に、提出者の保有株式数752,700株について野村証券株式会社に売却した。平成25年12月11日、同株式数について野村証券株式会社から買戻した。

（訂正後）

2 【提出者(大量保有者) / 2】

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成21年5月28日、株式会社AMコンサルティングとの間で提出者の保有株式数1,000,000株を同社に貸し付ける株券貸借書に関する契約を締結した。

平成21年12月9日、提出者の保有株式数2,500,000株について、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した。

平成22年7月23日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、600,000株について質権設定を解除した。

平成22年8月30日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、300,000株について質権設定を解除した。

平成22年11月15日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、200,000株について質権設定を解除した。

平成22年11月25日、提出者の保有株式数630,000株について、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した。

平成22年12月1日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。

平成22年12月8日、提出者の保有株式数300,000株について、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した。

平成23年2月9日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、200,000株について質権設定を解除した。

平成23年2月22日、提出者の保有株式数800,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。

平成23年4月8日、提出者の保有株式147,200株について、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した。

平成23年6月23日、提出者の保有株式数50,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。

平成23年8月9日、提出者の保有株式100,000株について、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した。

平成23年9月13日、提出者の保有株式数80,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。

平成23年9月26日、提出者の保有株式数8,700株について、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した。

平成23年10月4日、大和証券担保ローン株式会社に対して質権を設定した株式のうち、8,700株について質権設定を解除した。

平成23年10月19日、大阪証券金融株式会社に対して質権を設定した株式のうち、135,000株について質権設定を解除した。

平成23年10月28日、提出者の保有株式数140,000株について、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した。

平成23年12月19日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。

平成24年1月12日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。

平成24年1月18日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、50,000株について質権設定を解除した。

平成24年3月6日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、400,000株について質権設定を解除した。

平成24年9月26日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。

平成25年1月9日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。

平成25年1月28日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。

平成25年1月31日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、35,900株について質権設定を解除した。

平成25年2月5日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、10,000株について質権設定を解除した。

平成25年2月8日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。

平成25年2月21日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、1,800株について質権設定を解除した。

平成25年2月25日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、40,000株について質権設定を解除した。

平成25年3月4日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、30,000株について質権設定を解除した。

平成25年3月7日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、40,000株について質権設定を解除した。

平成25年3月8日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、40,000株について質権設定を解除した。

平成25年3月8日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、150,000株について質権設定を解除した。

平成25年3月11日、大阪証券金融株式会社に対し質権を設定した株式のうち、10,000株について質権設定を解除した。

平成25年4月25日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、300,000株について質権設定を解除した。

平成25年10月11日、大和証券担保ローン株式会社に対し質権を設定した株式のうち、100,000株について質権設定を解除した。

平成25年10月21日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、250,000株について質権設定を解除した。

平成25年12月10日、株式会社だいこう証券ビジネスに対し質権を設定した株式のうち、260,000株について質権設定を解除した。

平成25年12月10日、日本証券金融株式会社(旧：大阪証券金融株式会社)に対し質権を設定した株式のうち、270,000株について質権設定を解除した。

クロス取引により、平成25年12月10日に、提出者の保有株式数752,700株について野村証券株式会社に売却した。平成25年12月11日、同株式数について野村証券株式会社から買戻した。